

熱海市社会福祉協議会のご案内



みんなであいあい みんなであつくる 福祉のまちづくり



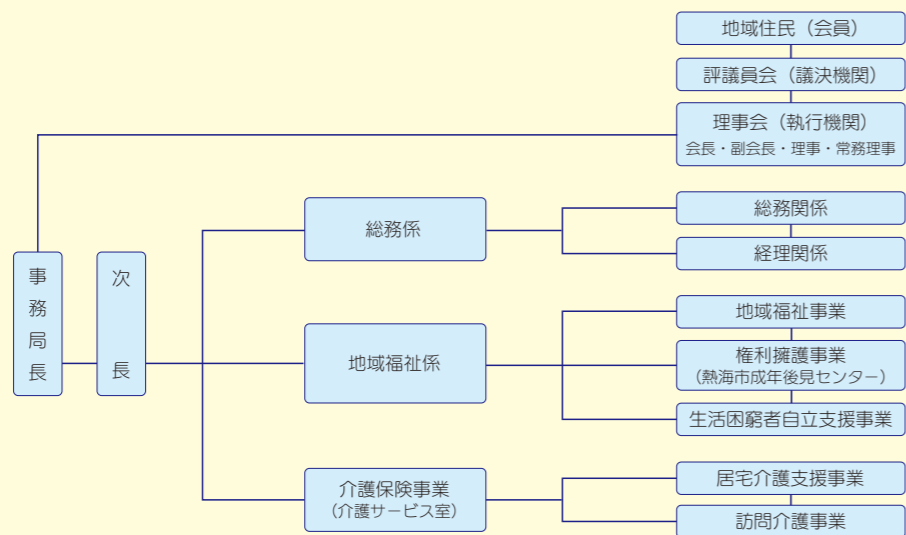
社会福祉法人

熱海市社会福祉協議会

もくじ

- 社会福祉協議会の概要 3
 - ・社会福祉協議会(社協)とは?
 - ・法人概要
- 重層的支援体制整備事業 4
- 地域福祉事業 6
 - ・ボランティア活動の推進 ・サロン形成支援事業
 - ・生活支援体制整備事業 ・有償ボランティア「こつこつ」
 - ・ボランティア講座・スキルアップ講座 ・福祉教育の推進
 - ・熱海市老人クラブ連合会事務局 ・在宅介護者の会事務局
 - ・ふくしの保険窓口 ・災害ボランティアセンター
- 権利擁護事業 8
 - ・熱海市成年後見センター ・日常生活自立支援事業
- 生活困窮者自立支援事業 10
 - ・家計改善支援事業 ・住居確保給付金 ・認定就労訓練事業
 - ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・フードバンク
 - ・事例のご紹介
- 生活福祉資金貸付事業 12
 - ・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
- その他の福祉活動 14
 - ・福祉なんでも相談窓口 ・社会福祉大会 ・福祉まつり
 - ・熱海市共同募金委員会 ・福祉機器等の貸し出し ・社協だよりの発行
- 介護サービス室 15
 - ・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業所
- 応援したい 16
 - ・社協会員会費 ・寄附

熱海市社会福祉協議会組織図



社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会(社協)とは?

社会福祉協議会(略称:社協)は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を目的とする民間団体で、全国の市区町村に設置されています。社協は、地域住民やボランティアの参加と保健・医療・福祉の関係団体、行政等と協働し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の推進に取り組んでいます。



マスコットキャラクター



名前は「ふうちゃん」です!

名前の由来

平和と楽しさを表現した風船と、自由と未来へはばたく意味を込めた鳥を合わせたキャラクターをイメージしました。

誕生秘話

平成16年度の社協だより(第42号)にてマスコットキャラクターを募集し、「ふうちゃん」が選ばれました。

法人概要

法人名 社会福祉法人熱海市社会福祉協議会
 所在地 〒413-0015 静岡県熱海市中央町1番26号
 電話 0557-86-6339・6340
 F A X 0557-86-6341
 メールアドレス csw-atami@po2.across.or.jp
 代表者会長 櫻井 優
 法人設立年月日 昭和43年4月1日

役員等の状況
 理事 9名 (うち会長1名、副会長2名)
 監事 2名
 評議員 15名

目的

熱海市社会福祉協議会は、熱海市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進を図ることを目的とする。

事業

地域福祉活動、ボランティア活動の支援・協力、権利擁護事業、生活困窮者自立支援事業、福祉資金貸付事業、共同募金事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業

社協の財源は?

社会福祉協議会は、市民の皆様からいただいた社協会費や共同募金配分金、寄附金など事業の推進を図る上でかかすことのできない「民間財源」と公共性に基いた行政からの補助金や受託金などの「公的財源」、介護保険事業の介護報酬などの「事業収入」を財源としています。

重層的支援体制整備事業



こんな悩みありませんか？



「縦割りの窓口」から「断らない窓口」へ

これまでは担当部署以外の内容は『別の窓口にご相談してください』などに対応していましたが、今後は担当分野以外の内容も、まずは相談を受けて相談内容に関係する部署といっしょに考えます。いわゆるたらい回しのような対応はしません。

ヤングケアラー、ダブルケア（介護と育児）、8050問題、ひきこもりなどといった複雑化・複合化した課題も包括的に相談を受け止めます。

相談の流れ

ステップ1

自身や家族、ご近所の悩みごとをまずは相談してみましょう。どこに相談してよいか迷ったときは当事業担当者へ相談してください。



ステップ2

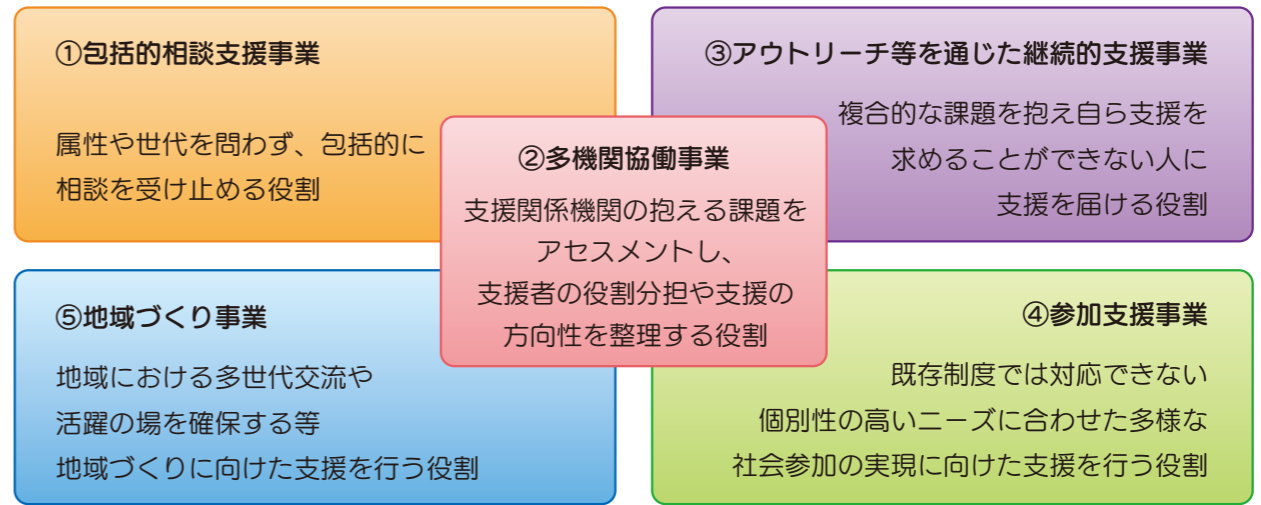
相談した担当窓口で解決ができない場合や相談内容に応じて、当事業担当者が電話や家庭訪問、メール等で悩みごとをじっくりお聞きします。

ステップ3

悩みごとを一緒に整理し、解決方法を一緒に考えます。悩みごとの解決に向けたお手伝いをします。

※重層的支援体制整備事業とは、令和3年4月任意事業として、社会福祉法第106条の4に位置づけられ、地域共生社会を構築する事業のことを指します。熱海市から委託を受け、令和3年度から4年度の準備事業期間を経て令和5年度より熱海市と連携を図り実施しています。

各事業が相互に重なり合いながら熱海市と熱海市社会福祉協議会が支援者の連携体制を構築します。市全体の体制として本人世帯に寄り添い、解決までサポートします。



設置の目的

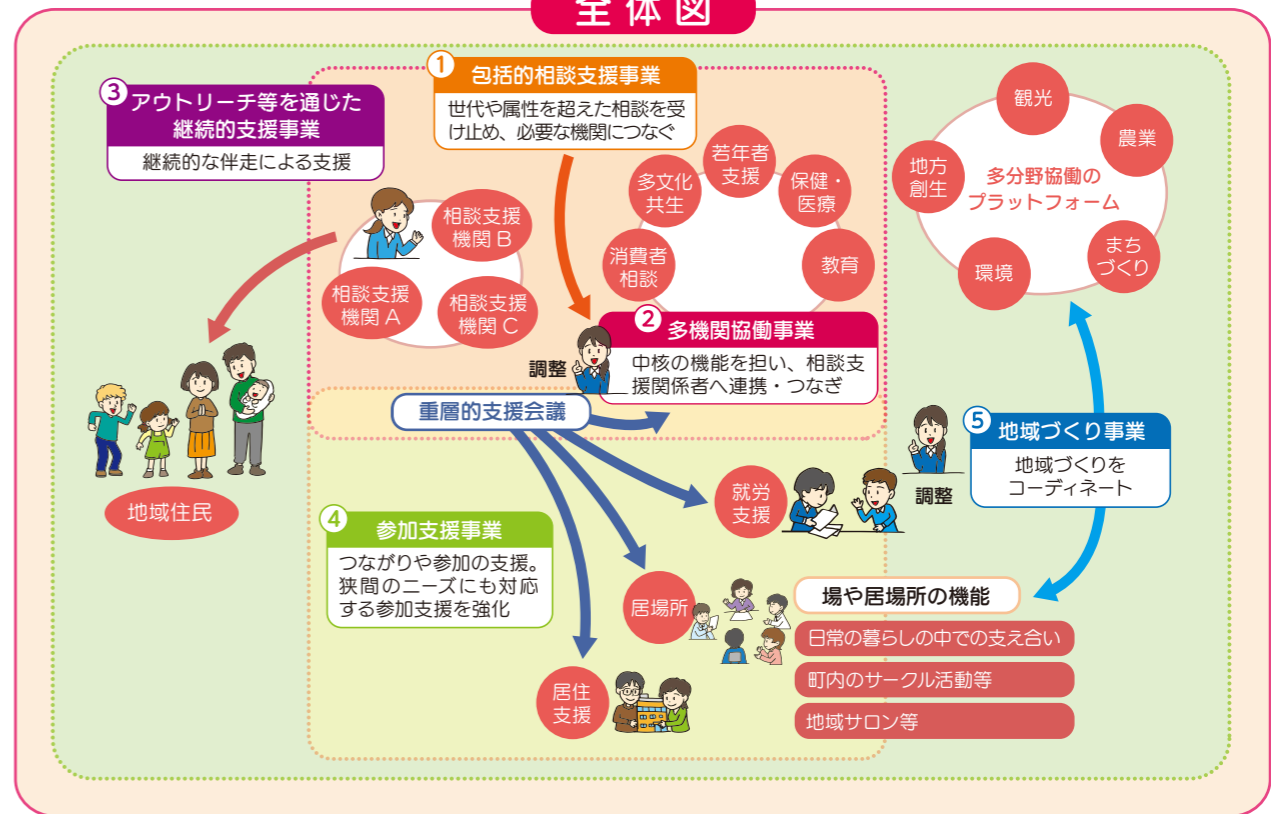
- 早期発見 …… 早期に予防
- 入口 …… 断らない窓口
- つなぐ …… 制度の狭間をなくす
- 出口 …… 地域活動等へ参加

実施事業

- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ①包括的相談支援事業
- ②多機関協働事業
- ④参加支援 ⑤地域づくり事業

重層的支援体制整備事業

全体図



地域福祉事業



地域での福祉活動を推進し、さまざまな活動の支援を行っています。

ボランティア活動の推進

熱海市ボランティアセンターを設置し、ボランティアについての情報提供や相談を行っています。



サロン形成支援事業（集いの場支援）

地域サロンとは誰でも参加できる住民同士の交流の場です。また、集いの場に対し、活動の継続・発展を支援することを目的に助成金を交付します。助成対象は条件があります。



生活支援体制整備事業（地域づくり事業）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となって提供される体制づくりを進めます。

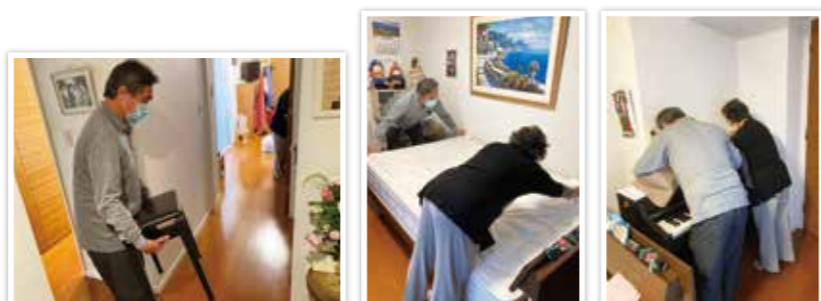
日常生活圏ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合いの体制づくりを進めます。



有償ボランティア「こつこつ」（住民参加型在宅福祉サービス）

地域の住民同士が交流を持ちながら安心して生活が続けられるよう高齢や障がい、病気などにより、日常生活を営む上で支援を必要とする人と支援できる人をむすび、家事や通院同行なども行います。

会員登録制 年間保険料500円
利用料15分150円交通費は別途請求



ボランティア講座・スキルアップ講座の開催

世代を問わずボランティア講座を開催し、地域の担い手の発掘と育成を行います。



福祉教育の推進

市内公立小中学校等へ出向き福祉に対する理解や関心が持てるよう支援しています。



熱海市老人クラブ連合会事務局

高齢期を楽しく、生きがいをもって安心して暮らしていくために、健康増進、仲間づくり、住みよい地域づくりのサポートをしています。



在宅介護者の会事務局

認知症高齢者や障がい者などを家族で介護している方たちが、相互の親睦を図るとともに互いの健康と福祉の向上を図る活動のサポートをしています。



ふくしの保険窓口

ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、送迎サービス補償の保険加入受付窓口です。各保険、補償内容（プラン）により金額が異なります。詳しくは「ふくしの保険」で検索してください。



災害ボランティアセンター

災害時にのみ設置され、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための運営拠点となります。



権利擁護事業



認知症・知的障がい、精神障がいなどがある方で、日常生活で困りごとや心配ごとが起きることがあります。そんな方たちが安心して暮らせるような制度があります。

成年後見制度とは

成年後見制度は、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者「成年後見人等」を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。選ばれた「成年後見人等」は本人の生活・財産の状況を調べ、今後の生活をどうしていくかを本人に寄り添いながら確認します。その上で、本人の財産・生活を守るための活動をします。成年後見人等は1年に1回、家庭裁判所に本人の状況を報告する義務があります。

* 利用するにあたっては家庭裁判所に申立てをする必要があります。

熱海市成年後見センター

- 1 成年後見制度に関する相談を受けています
 - 「制度の内容が良くわからない」
 - 「どうやったら制度が使えるのか知りたい」
 - 「私が、母の後見人になれるのかしら？」



- 2 成年後見制度の利用申立てのアドバイス
 - 「どうすれば書類一式をもらえるの？」
 - 「添付書類はどうやって集めればいいのか？」
 - 「書類の書き方はどうすればいいのか？」



- 3 専門家（司法書士）による権利擁護相談（予約制）などを行っています。また、成年後見制度に関する「出前講座」も実施しています。「成年後見制度に関する話を聞いてみたい」方が5人くらいいらっしゃるのであればうかがいます。まずはお問合せ下さい。



日常生活自立支援事業



1. 利用対象者

認知症や知的・精神障がいなどにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方

この事業はご本人と契約を結んでいただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐお手伝いをします。

2. 主なサービスの内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスを利用または利用をやめるために必要な手続き
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続き など



日常的金銭管理サービス

- 銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続き など



書類等の預かりサービス

- 預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、安全な場所（貸金庫）で保管します。
- （例：年金証書、保険証書、実印 など）



日常生活自立支援事業を利用すると

妻に先立たれたAさん。足腰も弱って来たので介護サービスを利用し一人暮らしを続けていました。ここのところ物忘れが激しくなり、公共料金が支払えずに督促の手紙が届いたりヘルパーの利用料を払えなかったりすることが出てきました。Aさんのケアマネジャーはそのことを心配し、日常生活自立支援事業の利用をすすめ社会福祉協議会に相談。面接、審査もとおり日常生活自立支援事業を使い始めました。最初は通帳を預けることに不安がありましたが、生活支援員のBさんが定期的に訪問し生活費を届けてくれるだけでなく、公共料金の支払いを口座振替にしてもらったり、難しい書類も一緒に読んでもらったり書くのを手伝ってもらったりして、すっかり安心して暮らせるようになりました。

日常生活自立支援事業は他のサービスとともにその方の生活を支えます。この制度は生活支援員の皆様によって支えられています。

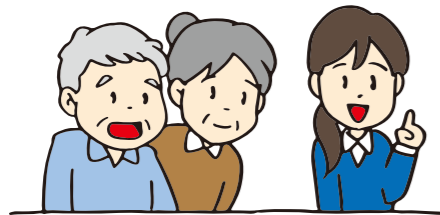


生活困窮者自立支援事業



無料相談・秘密厳守

「働きたくても働けない」「家賃を支払うことが難しい」などご相談ください。当会の相談窓口ではどのような支援が必要かをご本人様と考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して自立に向けた支援を行います。



家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、早期の生活再生を支援します。



住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、休業等に伴う収入の減少により住居を失うおそれが生じている方々について、求職活動をするなど条件に、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

認定就労訓練事業

直ちに一般就労することが難しい方（ひきこもり状態にある、離職期間が長い等）のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を実施します。



こんな事業とも連携しています

【就労準備支援事業】

直ちに就労が困難な方に一般就労に向けた基礎能力を養いながら一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

【一時生活支援事業】

住居を持たない方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

【フードバンク】

当会では「フードバンクふじのくに」へ食料を依頼し食事にお困りの世帯にお渡ししています。また、市民の皆様から食料を提供していただきフードバンクふじのくにへ寄付をする「フードドライブ」活動も定期的実施しています。

「フードバンク」とは…品質には問題ないものの、やむなく消費することができなかった食料を無償で提供していただき、支援団体等を通じて食べるものがなく困っている方へ食料をお渡しする活動です。



一人で抱え込まずご相談ください

支援の流れ お一人ずつに合わせた支援と一緒に考え、課題解決を目指します。

①お問い合わせ
まずは当会へご連絡ください。

②相談
来所または訪問にて詳しく困りごとや不安をお話ください。

③支援計画作成
伺ったお話を整理し、課題解決に向けた目標や支援内容を一緒に考えます。

④支援
課題解決に向け、伴走しながら支援を実施します。

⑤支援の見直し
ご本人の状態や支援の提供状況を確認し、必要に応じて支援プランを再検討します。

課題解決へ
支援と支援の見直しを繰り返し、課題解決を目指します。



事例のご紹介

【Aさん 50代 男性】

Aさんは80代の母親、40代の弟と3人暮らしです。Aさんは高校卒業後、仕事に就きましたが、身体的不調を理由に20代で退職して以来、仕事をしていません。以降社会参加の機会が失われており、ひきこもり状態でした。

世帯の収入は、母親の年金と弟の就労収入のみです。それらを合わせてやっと生活が成り立つ程度の金額でした。お金の管理は母親がしていましたが、認知症の進行や持病の悪化により、母親は市内の施設に入所することになりました。



【Aさんの体験談】

最初は支援員のことを怪しいと思って会うことすら嫌だったけど、何回か繰り返し話すうちに「この人たちは僕の味方なんだ」って思えるようになったんだ。

そんな中、母親が施設に入ることになっちゃって…。ずっと母親を頼りにしていたからどうしたらいいか困っていた時に、支援員が親身になって相談に乗ってくれて助かったよ。制度について教えてくれて、手続きも手伝ってくれたんだ。おかげで母親は安心して施設で生活しているよ。

長い間仕事をしていなかった僕のために支援員は認定就労訓練事業を紹介してくれたんだ。最初は毎日通えるか不安だったけど、支援員が励ましてくれたから通うことができたなあ。就労訓練の様子を見ていた支援員が療育手帳を取ることを勧めてくれたんだ。最初は乗り気じゃなかったけど、療育手帳を取ったことで相談できる相手が増えて安心が増したよ。仕事も障害者雇用枠で僕を雇ってくれる企業を紹介してくれて、今では毎日楽しく仕事に通っているよ。

今は弟と二人で協力しながらの生活でちょっと大変だけど、これからも頑張ります。



生活福祉資金貸付事業



生活福祉資金は、所得が少ない世帯・障害者世帯・高齢者世帯に、必要な資金をお貸しし、社会福祉協議会、民生委員及び関係する機関や団体が必要な相談支援を行うことにより、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする資金貸付制度です。

実施主体は静岡県社会福祉協議会です。貸付の可否の審査や債権管理等を行います。ご相談は熱海市社会福祉協議会で受け付けています。

※本資金は他の制度利用が困難な場合に利用できます。他の制度が利用できる場合はそちらが優先となります。

※手続きや必要書類等は、資金種類や世帯の状況により異なります。資金の必要性だけでなく、その経緯や現在の生活状況等を伺いながらのご相談になります。



誰が借りられるの？



低所得者世帯	概ね市民税非課税世帯程度 ※その他いくつかの条件があります。
障害者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯 ※現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められている方を含みます。
高齢者世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯 ※資金により日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限られる場合があります。

※「外国籍の方」は、外国人登録がされており、現在地に6ヵ月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがある場合、貸付申込の対象となります。

※資金により内容が異なります。詳しくは「生活福祉資金貸付制度のご案内」の冊子が窓口を設置してあります。

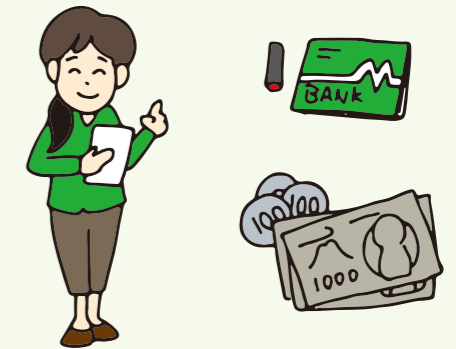


どんな資金があるの？



総合支援資金

総合支援資金は、生計中心者の失業などによって生計維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し生活再建を行う間の生活費など必要な費用を貸し付け、自立に向けた取り組みを支援することを目的とした制度です。生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることを要件としています。



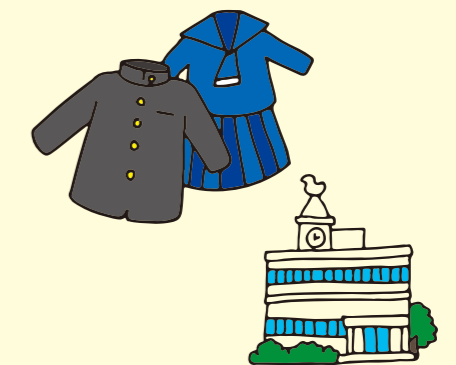
福祉資金

福祉資金は、経済的な理由や障害などにより生活課題を抱えている世帯に対し、一時的な費用の貸付を行うことにより、課題の解決と世帯の自立を支援することを目的とする制度です。



教育支援資金

教育支援資金は、学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校や大学等への入学に必要な費用、または在学中に必要な費用を貸し付け、その就学や将来の就労を支援する制度です。本資金では、学校へ通う者が借受人となり、生計中心者が連帯借受人となる必要があります。



不動産担保型生活資金

不動産担保型生活資金は、現在居住し、また将来にわたって住み続けようとしている土地・建物を所有している高齢者に、土地・建物を担保として生活資金を貸し付ける制度です。



その他の福祉活動



福祉なんでも相談窓口

市内社会福祉法人が協働し、ネットワークを構築して相談を受け止めます。市内7か所に窓口を設置しています。のぼり旗と看板が目印です。



社会福祉大会

年に1度開催され、地域福祉に尽力していただいた住民の方を対象にその功績を表彰する大会です。



福祉まつり

福祉まつり実行委員が主体となり年に1度開催される、住民の福祉意識の啓発・向上を図るためのイベントです。



熱海市共同募金委員会



・赤い羽根共同募金

毎年10月から12月まで行われている募金運動です。お寄せいただいた募金の7割は生活困窮者への緊急食料配布事業や認定就労訓練事業などの市内の福祉活動に使われています。また3割は災害時支援金として静岡県共同募金会が貯蓄しており県内の災害時に活用されます。



・歳末たすけあい募金

毎年12月に実施する募金運動です。お寄せいただいた募金は全額市内の福祉活動団体への助成や児童の社会参加を図る活動に使われています。

福祉機器等の貸し出し

車いす等の福祉機器の貸し出しをしています。

- ☆ 車いす&高齢者疑似体験セット …… 無料
 - ・車いすの貸し出しは熱海市民の方に限らせていただいております。
 - ★ 福祉車両（リフト付き車両） …… 利用料 10kmまで200円
以 降 10km増す毎に200円
- ※ご利用される方は、事前にご予約をさせていただきますようお願いします。



社協だよりの発行

年2回、社協の取り組みを知っていただけるよう広報啓発しています。



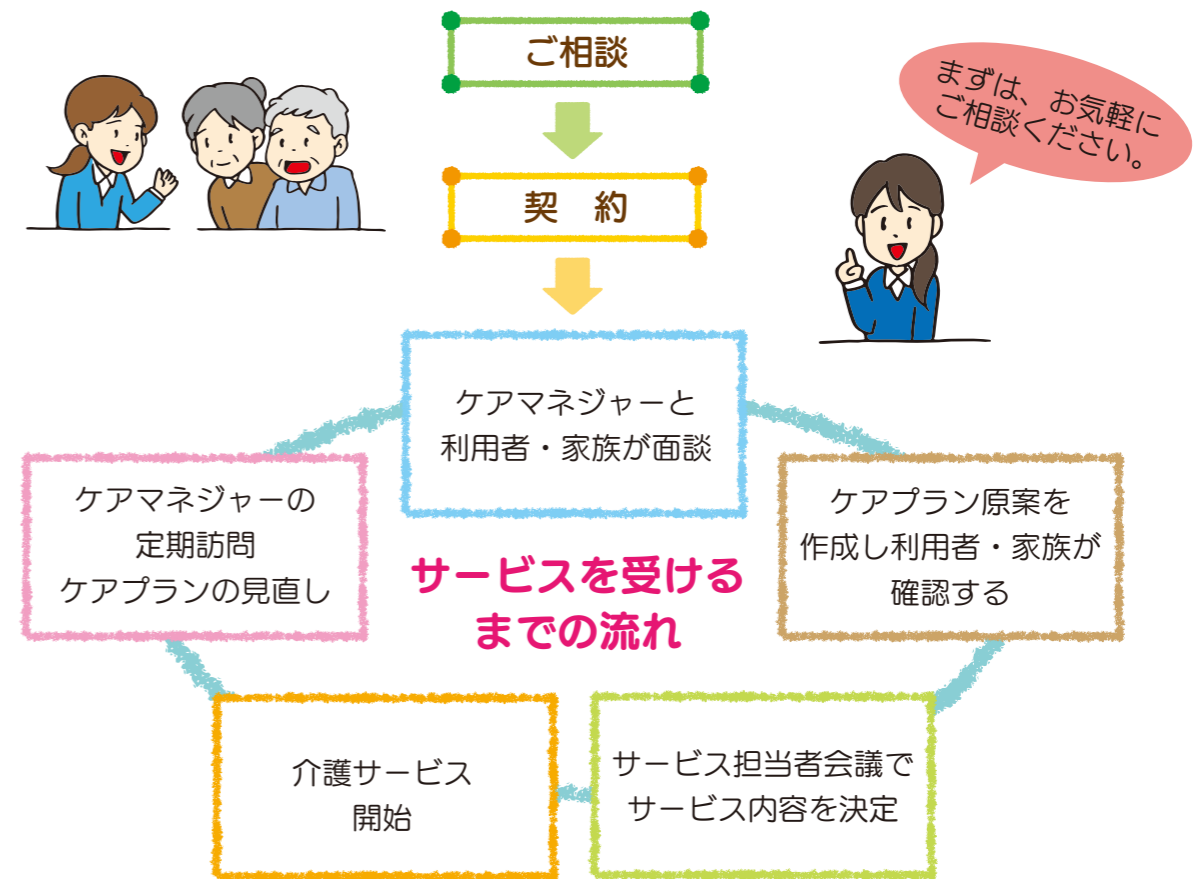
介護サービス室



居宅介護支援事業所

電話番号：0557-86-1112

ご自宅でのすこやかな生活を支援するための相談窓口です。



訪問介護事業所

電話番号：0557-86-1113

ご利用様が可能な限り、ご自宅で自立した日常生活を送ることができるようにホームヘルパーがご自宅を訪問しお手伝いをいたします。

訪問介護サービス（介護保険）

障害福祉サービス



身体介護



家事支援



移動支援

介護保険外サービス

生活援助：介護保険では出来ない家事支援
身体介護：病院内の付き添い etc.

社協会費の納入をお願いします！



熱海市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、地域にお住まいの方の声を聞き、希望や困りごとを受け止め、地域福祉の増進を目指しています。皆様からの会費を財源とし、地域住民の支えあい活動を進めています。社協の活動に賛同いただける方は納入のご協力をお願いいたします。

会員の種類と会費の金額		
区分名称	金額（一口）	備考
一般会員	300円	世帯を対象とした金額
賛助会員	1,000円	個人を対象とした金額
特別賛助会員	10,000円	企業・法人を対象とした金額

会費の納入方法については自治会・町内会を通じて行う方法と、直接窓口を持参していただく方法があります。お持ちいただいた方には領収書をお渡ししております。必ず300円以上納入しなければいけないものではございません。

社協会員とは熱海市社会福祉協議会の活動に賛同いただき、地域福祉活動を資金面から支えていただける方のことです。上の表は会員名称と金額（目安）になります。

寄 附

熱海市社会福祉協議会では皆様からいただいたご寄附を「地域福祉」という形で、市民の皆様にお返しいたします。

寄附をするには

直接窓口にお持ちいただくか、振込をご希望の方は別途振込口座をお伝えしますので当会へご連絡ください。

寄附金の使途

皆様からいただいた寄附金は、本会の地域福祉活動の推進に有効に活用させていただきます。

熱海市社会福祉協議会への寄附金に対しては、所得税の税額控除制度の対象となります。（国税庁 寄附金控除）

※詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

アクセス

社会福祉法人 熱海市社会福祉協議会

〒413-0015 静岡県熱海市中央町1番26号
熱海市総合福祉センター2階

TEL (0557)86-6339・6340

FAX (0557)86-6341

<http://www.atami-shakyo.com/>

E-mail: csw-atami@po2.across.or.jp

介護サービス室

〒413-0015 静岡県熱海市中央町18番6号 久松ビル2階

居宅介護支援事業所 TEL (0557)86-1112

訪問介護事業所 TEL (0557)86-1113

FAX (0557)84-1105 〈共通〉

E-mail: atami-shakyoaigo@lagoon.ocn.ne.jp 〈共通〉



令和5年4月発行

